

< 17 - 15 >
2017年5月

先生各位

診療報酬適用のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、平成29年4月28日付「保医発0428第4号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、平成29年5月1日より下記検査項目の保険適用の対象となる検査方法が追加されることになりましたので、ご案内申し上げます。

謹白

記

■ 新たに検査方法が追加された検査項目

検査項目名	実施料	判断料区分
25-ヒドロキシビタミンD	400点	生化学的検査(I)

■ 改正された算定留意事項内容

改正後	現行
ア 25-ヒドロキシビタミンDは、区分番号「D007」血液化学検査の「57」1,25-ジヒドロキシビタミンD ₃ の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査は、 <u>CLIA法</u> 又はCLEIA法により、ビタミンD欠乏性くる病若しくはビタミンD欠乏性骨軟化症の診断時又はそれらの疾患に対する治療中に測定した場合にのみ算定できる。ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は3月に1回を限度として算定する。	ア 25-ヒドロキシビタミンDは、区分番号「D007」血液化学検査の「57」1,25-ジヒドロキシビタミンD ₃ の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査は、 <u>CLIA法</u> により、ビタミンD欠乏性くる病若しくはビタミンD欠乏性骨軟化症の診断時又はそれらの疾患に対する治療中に測定した場合にのみ算定できる。ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は3月に1回を限度として算定する。

※下線部の「CLIA法」を「CLIA法又はCLEIA法」に改正されました。

以上